

松本地域の皆様へのお願い

① 有症状者相談窓口について

令和2年3月4日

長野県新型コロナウイルス感染症対策本部松本地方部

松本広域圏救急・災害医療協議会

松本保健所では、新型コロナウイルス感染症に関する「有症状者相談窓口」を設置し、24時間、皆様からのご相談をお受けしています。

松本保健所 0263-40-1939

次のような場合は、医療機関を受診する前に必ず電話でご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

※ ご高齢の方、糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、重症化しやすいため、上記の症状が2日程度続く場合、ご相談ください。

※ 妊婦の方は、念のため早めにご相談ください。

電話でお聞きしますので、メモなどの記録をもとにして、ご相談ください。

- ① いつから、どのような症状がでていますか？
- ② 発熱してからの毎日の体温を教えてください？
- ③ 症状がでる前2週間の間で、旅行や出張はありましたか？
- ④ 感染者とおぼしき人との接触に心当たりはありますか？ など。

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は「帰国者・接触者外来」への受診を手配するなど、症状等に応じた支援を行います。

症状が軽いようであれば、保健所・かかりつけ医と連絡をとりつつ、感染リスクを減らすため、ご自宅で静養されることをお勧めします。

症状が一向に改善しない、または悪くなっていくようでしたら、保健所にご連絡ください。受診先のご相談をさせていただきます。

皆様の健康を守るため、次のような取組を行っていただくよう、強くお願いいたします。

1 自らの感染を防止し、他の方にうつさないために

- ① 石けんやアルコール消毒液などによる手洗いや手指の消毒をこまめに行ってください。混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では、マスクを着用することも予防策になります。
- ② 咳やくしゃみ等の症状がある方は、マスクの着用など咳エチケット*を必ず行ってください。

* 咳エチケットとは

感染症を他人に感染させないため、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻を押さえることです。

- ③ 発熱等の風邪症状がある方は、出勤・通学等を含めて外出を控えてください。やむを得ず外出する必要がある場合には、必ずマスクを着用するようにお願いします。マスクの入手が困難な場合は、ガーゼマスクやタオルなどの代用品の活用もご検討ください。
- ④ 新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの方は、まずは「有症状者相談窓口（保健所）」にご相談ください。
症状にかかわらず医療機関を直接受診することは、感染リスクを高めることにもつながりますのでご注意ください。
発熱があつて医療機関を受診する場合も、念のため、受診先にあらかじめ電話をしてから、受診してください。

2 集団感染を防止するために

- ① 発熱等の風邪症状がある方は、出勤・通学等を含めて外出を控えるよう、事業所や学校等からも促してください。
なお、事業所や学校等における十分なお配慮をお願いします。（公立学校においては、自宅休養した場合の出欠について、欠席日数としない取扱となります。）
- ② 多くの人が集まる場所では、手洗い、マスク着用の励行、消毒液の設置などを行うとともに、来場される方にも必要な感染防止策を必ず呼びかけてください。
- ③ イベント・行事の開催については、上記②について考慮するほか、来場者の規模や対象者、参加者の密着度や時間、参加者の範囲（特定、不特定）、感染防止対策徹底の難易度（飲食を伴うか否かなど）を考慮し、開催の必要性を改めて検討してください。
また、開催する場合には、風邪症状がある方の参加自粛を呼びかけるようお願いいたします。

松本地域の皆様へ

②新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対応について

(令和2年2月17日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」に基づき作成)

令和2年3月4日

長野県新型コロナウイルス感染症対策本部松本地方部

松本広域圏救急・災害医療協議会

